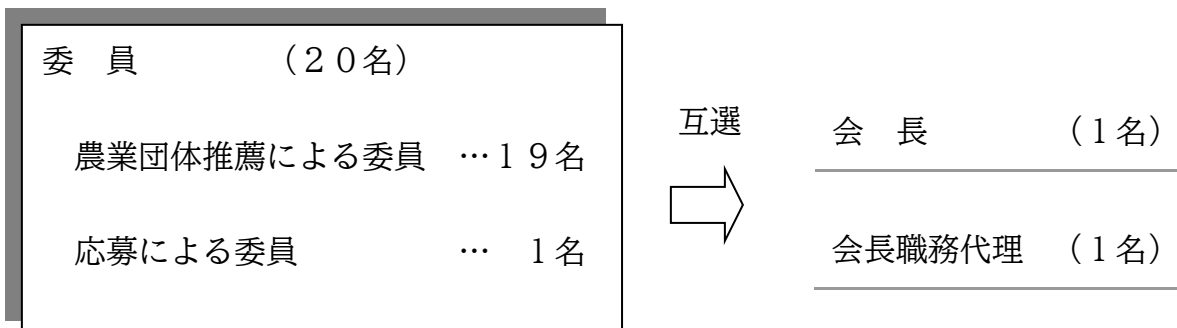
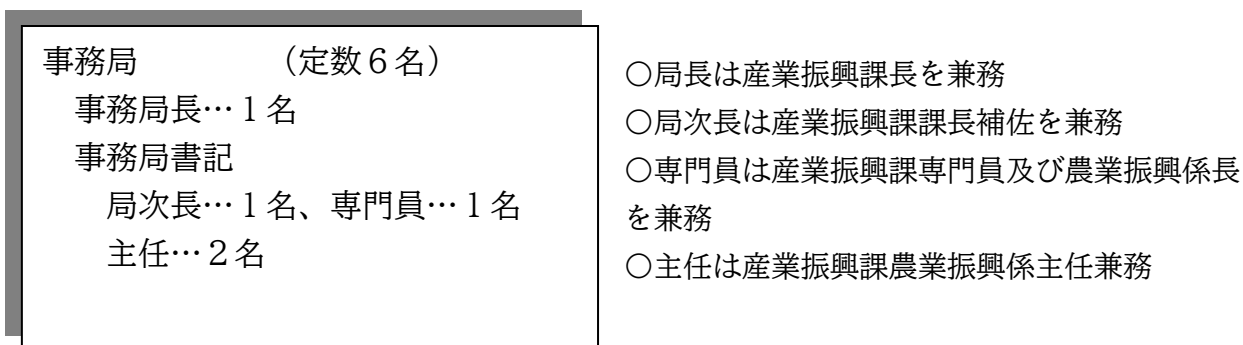


## 朝霞市農業委員会の組織

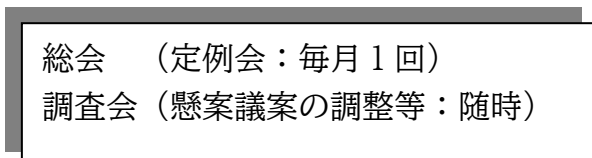
## 委員の構成



## 事務局の構成（令和7年4月1日付）



## 会議の開催



## 農業委員会事務局概要

1 名 称 朝霞市農業委員会事務局

2 事務所の所在 朝霞市本町1丁目1番1号

3 電話番号 048-463-1906 (直通)

4 ファックス番号 048-467-0770

※ 上記のファックスは、朝霞市役所3階に設置されています。

5 職員の定数 6人

6 現職員の人数 5人(5人併任)

7 職員配置

- (1) 事務局長 大瀧 一彦(産業振興課長兼務)
- (2) 事務局次長 佐藤 たかみ(産業振興課主幹兼課長補佐兼務)
- (3) 専門員 村山 雅一(産業振興課専門員及び農業振興係長兼務)
- (4) 主 任 根古谷 哲(産業振興課農業振興係主任兼務)
- (5) 主 任 佐藤 久美(産業振興課農業振興係主任兼務)
- (6)

8 所掌事務

- (1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条の規定する事務に関すること。
- (2) 委員会の権限に属する証明に関すること。
- (3) 農業者年金に関すること。
- (4) 委員会の総会等会議に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (7) 職員の人事及び服務等に関すること。
- (8) 庶務及び予算に関すること。

## 農業委員会の主な業務

(農業委員会に関する法律第6条)

### 1 法令等に基づく必須の業務（農業委員会法第6条第1項・2項）

農地法などの法律等に定められた規定に基づき、農業委員会でなければならない業務。

#### (1) 農地法に基づく業務

##### ① 農地の権利移動

権利を取得する者が、農地等について所有権を移転し、又は使用及び収益目的とする権利を設定し、もしくは移転する場合の許可（法第3条）

##### ② 農地の相続等の届出の受理（第3条の3）

##### ③ 農地の転用

- ・ 農地の所有者が自ら農地等を農地以外に転用するための知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付（第4条）

市街化区域内については届出の受理（第4条第1項第7号）

- ・ 農地等を買受け、あるいは耕作権の移動を受けて転用するための権利の設定、移転につき知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付（第5条）

市街化区域内については届出の受理（第5条第1項第6号）

- ・ 農地改良に係る申請及び届出

##### ④ 農地所有適格化法人の要件確認と勧告

##### ⑤ 農地等の賃貸借の解約等（第18条）

##### ⑥ 和解の仲介（第25条）

##### ⑦ 遊休農地対策（第30条～42条）

##### ⑧ 農地の賃借料の情報提供（第52条）

#### (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく業務

##### ① 基本構想作成に際しての意見（第6条）

##### ② 目標地図の素案の作成及び「地域計画」の策定・変更にあたっての意見(法第19・20条)

##### ③ 認定農業者への利用権設定等の促進（第16条）

##### ④ 農業委員会による利用権の設定等の促進等（第21・22条）

#### (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく業務

##### ① 農用地利用集積等促進計画作成に際しての意見（第18条第3項）

##### ② 農業委員会による農用地利用集積等促進計画の作成の要請

(第18条第11・12項)

- (4) 特定農地貸付法に基づく業務
  - 特定農地貸付についての承認（法第3条）
- (5) 租税特別措置法
  - 農地等につき一括贈与並びに相続を受けたものが納税猶予の特例を受けようとする
  - 場合の適格者証明の交付（法第70条の4、6）
- (6) その他
  - ① 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願
  - ② 農地の開墾届
  - ③ 諸証明
- 2 農地等の利用の最適化の推進（農業委員会法第6条第2項）
  - ①担い手への農地利用の集積・集約化
  - ②遊休農地の発生防止・解消
  - ③新規参入の促進
- 3 法令等に基づく任意の業務（農業委員会法第6条第3項）
  - 権利を制限したり、義務を課したりするような法的拘束力はないが、地域農業の推進のための重要な活動
  - (1) 法人化その他の農業経営の合理化の支援
  - (2) 農業に関する調査及び情報提供

## 農業委員の主な業務について

1. 農業委員会（毎月 1 回行われる）総会議案に係る調査等
  - （1）農地法第 3 条の規定による申請
  - （2）農地法第 4 条の規定による申請
  - （3）農地法第 5 条の規定による申請
  - （4）贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明願
  - （5）生産緑地に係る農業の主たる従業者等についての証明願
2. その他の調査等
  - （1）農地改良に係る届出
  - （2）農家証明に係る耕作状況
  - （3）農地の開墾届
  - （4）相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認調査
  - （5）農地の利用状況調査（遊休農地の実態把握） 毎年 7 月実施
  - （6）農地パトロール 各担当地区を随時
  - （7）違反転用の把握
3. 年間行事
  - （1）先進地視察研修 例年 10 月
  - （2）農業祭 例年 11 月下旬～12 月上旬
  - （3）朝霞地区 4 市農業委員会連絡協議会主催—農業委員研修会
  - （4）都市農業推進協議会主催の研修会
  - （5）農業委員会ネットワーク機構（埼玉県農業会議）主催の研修会 等

## 農 業 委 員 会 委 員 親 睦 会 に つ い て

- 1 朝霞市農業委員会委員親睦会の設置について
- 2 朝霞市農業委員会委員親睦会規約（案）について
- 3 役員の互選について

令和7年（2025年）度 議席番号

令和8年（2026年）度 議席番号

令和9年（2027年）度 議席番号

朝霞市農業委員会親睦会規約（案）

（名称及び組織）

第1条 本会は、朝霞市農業委員会親睦会と称し、朝霞市農業委員会委員（以下「会員」という。）をもって組織する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、朝霞市農業委員会事務局内に置く。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の人格高揚、親睦融和及び会員とその家族に対する福祉を図るとともに市農政全般にわたる調査研究を行い、農業振興並びに農家経済の安定に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1） 農業委員会の運営に関する調査
- （2） 農地事務の適正処理並びに農業振興の効果的推進に関する調査研究
- （3） 会員相互の親睦と福祉の向上を図るため別表に定める給付
- （4） その他目的達成に必要な事項

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- （1） 会 長            1 人
- （2） 副会長        1 人
- （3） 幹 事        若干名
- （4） 監 事        2 人

2 役員は、会員の互選により選出する。

（役員の職務）

第6条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- （1） 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
- （3） 幹事は、会長の諮問に応ずるとともに会の運営にあたる。
- （4） 監事は、会の経理を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議及び招集)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会として必要に応じ会長がこれを招集する。ただし、会員の3分の1以上から会議に付すべき事項を示し、招集の請求があった場合は、会長は会議を招集しなければならない。

(会議の議長)

第9条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の成立及び議決)

第10条 会議は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務及び会計)

第11条 本会の庶務及び会計は、会長の委嘱により朝霞市農業委員会事務局がこれにあたる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費（1人月額5,400円（内、3,000円は研修旅費分））及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は、昭和55年4月1日とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 給付種類                 | 区 分   | 金 額     |
|----------------------|-------|---------|
| 1 療養見舞金（入院又は長期療養の場合） | 本人    | 10,000円 |
|                      | 配偶者   | 10,000円 |
| 2 弔慰金                | 本人    | 20,000円 |
|                      | 配偶者   | 10,000円 |
|                      | 父母    | 10,000円 |
|                      | 同居の家族 | 10,000円 |
| 3 災害見舞金              |       | 20,000円 |
| 4 その他祝金              |       | 20,000円 |

## 日程第 6

### 朝霞市農業委員会の委員の担当区域に関する規程担当区域表(案)

| 班                           | 担当地区            | 担当委員     |           |          |          |
|-----------------------------|-----------------|----------|-----------|----------|----------|
| A地区<br>溝沼・泉水・三原・<br>朝霞台駅西地域 | 大字溝沼、溝沼1丁目～7丁目  | ・井<br>嘉市 | 浅川<br>明・  | 富岡<br>勇一 | ・本<br>広明 |
|                             | 泉水1丁目～3丁目       |          |           |          |          |
|                             | 三原1丁目～5丁目       |          |           |          |          |
|                             | 東弁財1丁目～3丁目      |          |           |          |          |
|                             | 西弁財1丁目～2丁目      |          |           |          |          |
| B地区<br>膝折町・岡・<br>朝霞駅周辺地域    | 大字膝折、膝折町1丁目～5丁目 | 徳生<br>茂剛 | 千田<br>理恵子 | 増田<br>恵子 | 飯倉<br>文雄 |
|                             | 幸町1丁目～3丁目       |          |           |          |          |
|                             | 大字岡、岡1丁目～3丁目    |          |           |          |          |
|                             | 本町1丁目～3丁目       |          |           |          |          |
|                             | 仲町1丁目～2丁目       |          |           |          |          |
|                             | 青葉台1丁目          |          |           |          |          |
|                             | 栄町1丁目～5丁目       |          |           |          |          |
| C地区<br>浜崎・宮戸・<br>朝霞台駅東地域    | 大字浜崎、浜崎1丁目～4丁目  | 高木<br>清  | 須田<br>哲也  | 高橋<br>隆  | 小寺<br>哲雄 |
|                             | 大字宮戸、宮戸1丁目～4丁目  |          |           |          |          |
|                             | 朝志ヶ丘1丁目～4丁目     |          |           |          |          |
|                             | 北原1丁目～2丁目       |          |           |          |          |
|                             | 西原1丁目～2丁目       |          |           |          |          |
| D地区<br>根岸台地域                | 根岸台1丁目～8丁目      | 高・<br>秀明 | 石原<br>実   | 渡・<br>忠  | 秋山<br>磨弥 |
|                             | 大字根岸            |          |           |          |          |
|                             | 大字台             |          |           |          |          |
| E地区<br>内間木・田島地域             | 大字上内間木          | 野島<br>淳  | 蕪木<br>勝美  | 高野<br>正芳 | 高野<br>政江 |
|                             | 大字下内間木          |          |           |          |          |
|                             | 大字田島、田島1丁目～2丁目  |          |           |          |          |

○朝霞市農業委員会の委員の担当区域に関する規程

令和 7 年 4 月 1 日

農業委員会規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、朝霞市農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づく所掌事務を処理するため、法第 17 条第 5 項の規定により委員が担当する区域（以下「担当区域」という。）に関し必要な事項を定める。

(担当区域)

第 2 条 担当区域は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) A 地区 大字溝沼、溝沼 1 丁目～7 丁目、泉水 1 丁目～3 丁目、三原 1 丁目～5 丁目、東弁財 1 丁目～3 丁目、西弁財 1 丁目～2 丁目
- (2) B 地区 大字膝折、膝折町 1 丁目～5 丁目、幸町 1 丁目～3 丁目、大字岡、岡 1 丁目～3 丁目、本町 1 丁目～3 丁目、仲町 1 丁目～2 丁目、青葉台 1 丁目、栄町 1 丁目～5 丁目
- (3) C 地区 大字浜崎、浜崎 1 丁目～4 丁目、大字宮戸、宮戸 1 丁目～4 丁目、朝志ヶ丘 1 丁目～4 丁目、北原 1 丁目～2 丁目、西原 1 丁目～2 丁目
- (4) D 地区 大字根岸、大字台、根岸台 1 丁目～8 丁目、
- (5) E 地区 大字田島、田島 1 丁目～2 丁目、大字上内間木、大字下内間木

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。